

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 571 1079 821"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td>2,127人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警部補 <u>595人</u></p> <p>巡査部長 <u>616人</u></p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。）</p> <p>) <u>634人</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(警察官の定数の特例)</p> <p>4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,157人</u>とする。この場合において</p>	区 分		定 数	[略]			警察	警察官	2,127人	[略]		[略]			<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 571 2087 821"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td>2,135人</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2・3 [略]</p> <p>第2条の2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警部補 <u>597人</u></p> <p>巡査部長 <u>618人</u></p> <p>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の警察官を含む。）</p> <p>) <u>638人</u></p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>(警察官の定数の特例)</p> <p>4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>2,165人</u>とする。この場合において</p>	区 分		定 数	[略]			警察	警察官	2,135人	[略]		[略]		
区 分		定 数																											
[略]																													
警察	警察官	2,127人																											
	[略]																												
[略]																													
区 分		定 数																											
[略]																													
警察	警察官	2,135人																											
	[略]																												
[略]																													

、第2条の2第1項中「189人」とあるのは「191人」と、「595人」とあるのは「604人」と、「616人」とあるのは「625人」と、「634人」とあるのは「644人」とする。

5 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、2,142人とする。この場合において、第2条の2第1項中「189人」とあるのは「190人」と、「595人」とあるのは「600人」と、「616人」とあるのは「620人」と、「634人」とあるのは「639人」とする。

、第2条の2第1項中「189人」とあるのは「191人」と、「597人」とあるのは「607人」と、「618人」とあるのは「627人」と、「638人」とあるのは「647人」とする。

5 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、2,150人とする。この場合において、第2条の2第1項中「189人」とあるのは「190人」と、「597人」とあるのは「602人」と、「618人」とあるのは「623人」と、「638人」とあるのは「642人」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。